

保険指導方針

令和7年4月1日改定

当社は、以下のとおり保険指導方針を定め、これに基づき適切な募集活動および代理店運営等を行います。

1. お客様の実情に応じた保険指導を行います。

- (1) お客様の経営状況等実情に応じ、お客様にふさわしいと思われる保険指導を行います。
- (2) 未成年者の方、特に15歳未満の方を被保険者とする場合には、適正な保障額が設定されるよう適切な保険指導を行います。
- (3) また、金利、為替などの変動により元本割れが生じるリスクがある商品（外貨建商品、変額保険、個人変額年金保険など）は、お客様の購入目的、投資経験、年齢、収入の状況などに十分留意し保険指導を行います。

2. お客様の立場に立った保険指導を行います。

- (1) お客様と十分な打合せを行い、お客様のニーズに合致した保険指導を行います。
- (2) 保険指導を行う場所・時間帯については、お客様のご都合に十分配慮します。

3. 法令等を遵守した適正な保険指導を実践します。

- (1) 法令および当社の定める個人情報保護方針を遵守した保険指導を行います。
- (2) お客様の情報は適切な取扱いを行い、プライバシー保護に努めます。
- (3) お客様本位でかつより高度な保険指導が実践できるよう、当事務所の研修制度に基づき、きめ細かな教育・研修に努めます。

以上